

西原町社会福祉協議会福祉バス管理運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉事業の推進と福祉関係諸団体の地域福祉活動等の福祉向上に寄与することを目的として社会福祉法人西原町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する福祉バスの管理運営について必要な事項を定める。

(使用の対象)

第2条 福祉バスの使用は、町内の福祉関係団体、自治会、地域福祉推進団体等とする。ただし、本会々長（以下「会長」という。）が特別にその必要性を認めた場合は上記以外の団体にも使用させることができる。

(使用の仮予約受付)

第3条 仮予約受付は使用する日の2ヵ月前から使用する日の15日前までの本会事務局平日業務時間内に受け付けることができる。ただし、本会々長（以下「会長」という。）が特別にその必要性を認めた場合は上記以外にも受け付けることができる。

(運行日及び時間)

第4条 福祉バスの運行は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。ただし、それ以外に使用申請があり、会長がその必要性を認めた場合は特別に運行できるものとする。

(使用許可申請)

第5条 福祉バスの使用を希望する者は、使用許可申請書（別紙様式1）を使用する15日前までに提出し、会長の許可を受けなければならない。

- 2 使用許可申請書（別紙様式1）を使用する15日前までに提出が無ければ使用許可を受けられない場合がある。
- 3 使用を許可された者がその使用を取り消す場合には、速やかに本会へ申し出なければならない。

(使用許可の取り消し)

第6条 福祉バスの使用者が次の各号に該当すると認めた場合又は運営上特別な事由が生じた場合、使用の許可を取り消し、又使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用目的に違反したとき。
- (2) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (3) 使用上厳守すべき事項に違反する行為があったとき。

(事故への対応)

第7条 社協は、不測の事故に備えるために適切な保険に加入し、使用者の事故救済を準備するものとする。

(使用者の遵守事項)

第8条 バスを利用しようとする者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 運転手に対して、安全運転上支障をきたすような要求をしないこと。
- (2) 有料道路・駐車場代等の実費は、その場で使用者が支払うこと。
- (3) 車両内は、禁煙・禁酒を遵守すること。
- (4) 車両の利用中に事故・その他により損害を被った場合、第7条に定める保険の支払を受けることの外、社協に対して損害賠償その他の請求は行わないこと。

(事故、損傷の賠償)

第9条 福祉バスの使用にかかる事故賠償については次のとおりにする。

- (1) 福祉バス管理者以外にかかる使用上の如何なる事故といえども、その損害賠償の責任は使用団体が負うものとし管理者はこれを負わない。
- (2) 使用者は福祉バスに損傷を生ぜしめた場合は速やかに原形復元の措置を講じた上で返納しなければならない。

(その他の事項)

第10条 この規程のほか必要な細則は会長に委任する。

附 則

この規程は、昭和54年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

なお、昭和54年6月1日から適用の西原町社会福祉協議会福祉バス使用規程は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

なお、平成17年4月1日から適用の西原町社会福祉協議会福祉バス使用規程は廃止する。